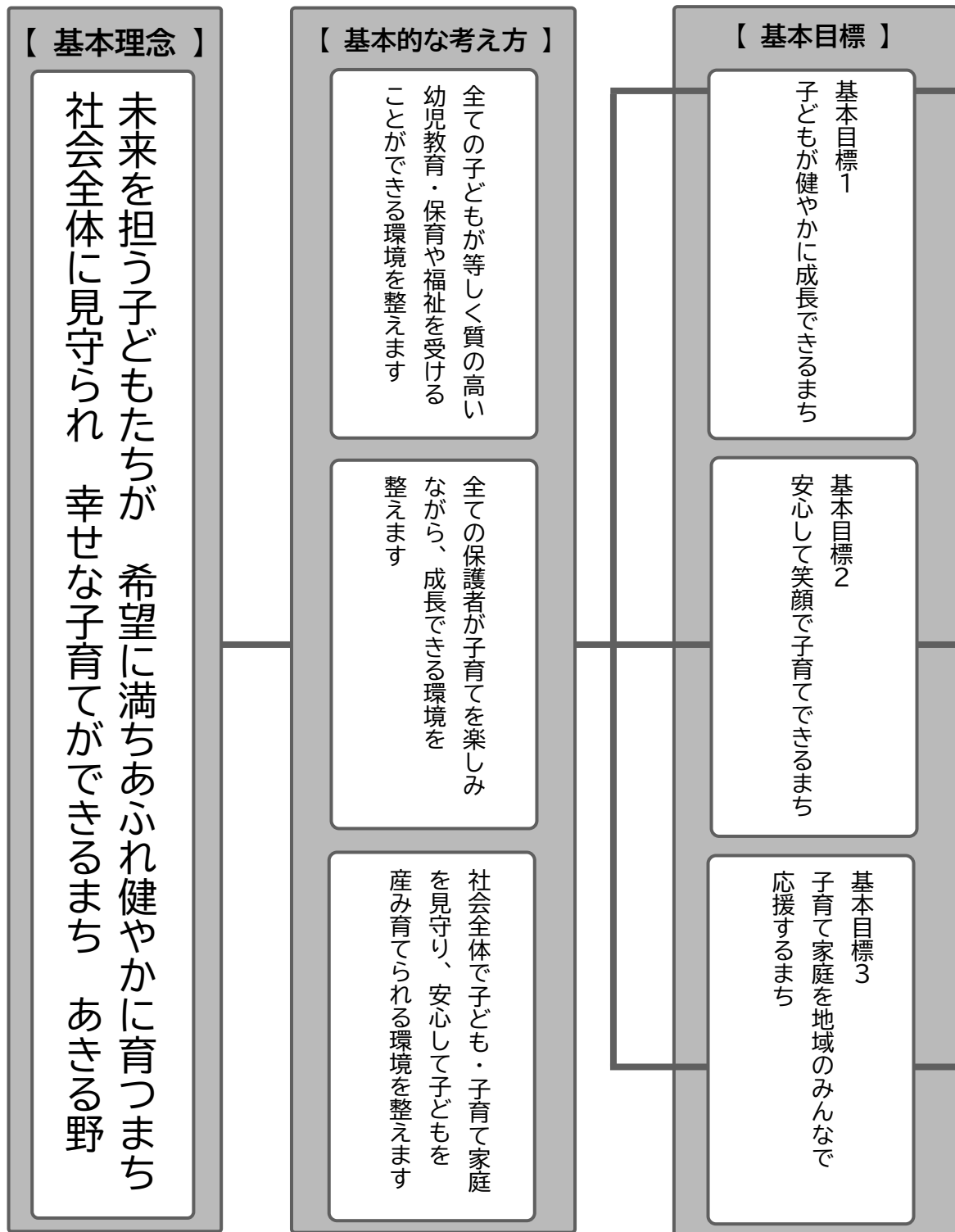


第4章 あきる野市子育て支援施策の展開

1 計画の全体像

「基本理念」や「基本的な考え方」を踏まえ、あきる野市に暮らす全ての子どもへの支援、全ての保護者への支援、社会全体での子ども・子育て家庭への支援を推進するため、3つの基本目標と10の施策により計画を推進していきます。



※☆子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎こどもの貧困解消対策関連事業

【施策】		【事業】	☆	◎	【関係各課】
①幼児教育・保育の充実	1	幼児教育・保育の質の向上			保育課
	2	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	☆		保育課
	3	保・幼・小の連携・接続			指導室・教育総務課・保育課
②成長段階に応じた健全育成	4	児童館事業			こども政策課
	5	放課後の活動支援	☆	◎	こども政策課・生涯学習推進課
	6	教育相談事業			指導室
③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	7	障がい児への手当等の支給			こども政策課・障がい者支援課
	8	障がい児療育体制の充実			指導室・保育課・こども家庭センター・障がい者支援課
	9	障がい児保育事業			保育課・こども政策課
	10	障がい児通所支援サービス			障がい者支援課
	11	特別支援教育			指導室
	12	障害者虐待防止センター			障がい者支援課
	13	子ども食堂推進事業		◎	こども政策課
	14	子どもの学習・生活支援事業		◎	こども政策課
①母と子の健康の保持・増進	15	外国につながる子どもへの支援			こども政策課
	16	母子健康手帳の交付			こども家庭センター
	17	妊婦健康診査	☆		こども家庭センター
	18	乳幼児健康診査			こども家庭センター
	19	子育て教室			こども家庭センター
	20	産後ケア事業	☆		こども家庭センター
	21	乳児家庭全戸訪問事業	☆		こども家庭センター
	22	育児相談・一般相談			こども家庭センター
	23	伴走型相談支援事業【新規】			こども家庭センター
	24	こども家庭センター体制強化事業【新規】			こども家庭センター
	25	パースデーサポート事業【新規】			こども家庭センター
	26	初回産科受診料助成金【新規】			こども家庭センター
②家庭における子育て力の向上	27	こども家庭センター		◎	こども家庭センター
	28	利用者支援事業	☆		こども家庭センター
	29	障がい者基幹相談支援センター			障がい者支援課
	30	子育てに関する意識についての啓発活動の推進			こども家庭センター
	31	子育て関連情報の提供			こども政策課・こども家庭センター
	32	子育て支援講座（家庭教育学級等）			生涯学習推進課
③子育てしやすい支援体制の充実	33	子育て短期支援事業	☆		こども家庭センター
	34	地域子育て支援拠点事業	☆		こども家庭センター
	35	一時預かり事業	☆		保育課・こども家庭センター
	36	時間外保育事業	☆		保育課
	37	病児・病後児保育事業	☆		こども家庭センター
	38	児童手当の支給			こども政策課
	39	医療費の助成			こども政策課
	40	入院助産費の支給		◎	生活福祉課
	41	幼児教育に対する支援		◎	保育課
	42	実費徴収に係る補正給付を行う事業	☆	◎	保育課
	43	就学援助費の支給		◎	教育総務課
	44	多胎児家庭支援事業【新規】			こども家庭センター
	45	産後家事・育児支援事業【新規】			こども家庭センター
④ひとり親家庭等への支援の充実	46	母子・父子相談		◎	生活福祉課
	47	母子・父子自立支援プログラム策定事業		◎	生活福祉課
	48	児童育成手当・児童扶養手当の支給		◎	こども政策課
	49	ひとり親家庭等医療費助成		◎	こども政策課
	50	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		◎	生活福祉課
	51	東京都母子及び父子福祉資金		◎	生活福祉課
	52	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業		◎	生活福祉課
	53	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業		◎	生活福祉課
①安全・安心なまちづくりの推進	54	子どもの安全の確保			教育総務課・保育課・地域防災課・建設課
	55	子どもの危機管理体制の充実			こども政策課
	56	赤ちゃん・ふらっと事業の推進			こども家庭センター
	57	子育て世帯の住生活を支援する取組の推進			住宅政策課
	58	安全・安心に利用できる子育て空間の充実			都市政策課・住宅政策課
	59	公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化			都市政策課・建設課・施設管理課
	60	小・中学校の施設整備事業			教育総務課
	61	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	☆		保育課
②地域における子ども・子育て支援の推進	62	保育所等の開放			保育課
	63	ファミリー・サポート・センター事業	☆		こども家庭センター
	64	地域子ども育成リーダー事業			こども政策課
	65	子育て支援を担う地域人材の確保			生涯学習推進課
	66	児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）	☆		こども家庭センター
	67	子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣）	☆		こども家庭センター
	68	ヤングケアラー支援【新規】			こども家庭センター
③仕事と子育ての両立の推進	69	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業			企画政策課
	70	育児休業制度等の普及啓発			商工振興課
	71	子育て中の親の再就職支援の充実			商工振興課
	72	男女共同参画の意識啓発			企画政策課

2 施策の展開

基本目標

1

子どもが健やかに成長できるまち



現状・課題

- ・共働き世帯が増加していることから、引き続き、幼児教育・保育事業の充実について検討する必要があります。
- ・乳幼児の教育・保育事業に携わる人材を確保・育成することで、子どもたちが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、環境を整える必要があります。
- ・子どもの居場所となる、放課後を安全・安心に過ごすことができる場所の提供など、子どもの声を聴きながらより良い居場所づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されないよう、多様な価値観や考え方を理解、尊重し、全ての子どもに支援が行き届き、誰一人取り残さない支援体制の整備が必要です。
- ・障がい児や心身の発達に遅れがある児童及び家庭に対し、個々の状況に応じた教育・保育等での関わりを通じ、切れ目のない支援を行う必要があります。
- ・在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもなど、より一層、国際化が進んでいることから、外国につながる子どもや家庭等への支援が必要です。

方向性

それぞれの子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえながら、幼児教育・保育事業が十分に提供できる環境整備に取り組むとともに、教育・保育に携わる人材の育成や確保について、質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、専門性を向上させる取組を推進します。

また、放課後等の安全・安心な居場所を確保するための取組や市が持つ豊かな自然環境を活用した取組により、成長段階に応じた健全な育成支援を推進します。

さらに、多様性が尊重されるとともに、障害や発達の遅れなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実を図りながら、全ての子どもの健やかな成長を支える取組を推進します。

一具体的な取組一

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…こどもの貧困解消対策関連事業

①幼児教育・保育の充実

NO.	事業名	内容等
1	幼児教育・保育の質の向上	幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図るとともに、更に質の高い教育・保育を提供する体制の充実に努めます。 ・保育士等のキャリアアップに向けた取組の支援 ・私立幼稚園協会が実施する研修事業の支援 【保育課】
2	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】 ☆	保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就学児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図るとともに、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実に努めます。 ・市内の幼稚園、保育所等の空きスペースを活用してこどもを受け入れるための「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用した支援 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）への円滑な移行 ・未就園児の継続的な預かりと養育する保護者に対する相談等を支援 【保育課】



②成長段階に応じた健全育成

NO.	事業名	内容等
3	保・幼・小の連携・ 接続	保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校が連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。 ・ 保育所・幼稚園・小学校等連絡協議会の実施 ・ 就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実 ・ 巡回相談の充実 ・ 特別支援教育コーディネーター連絡会の充実 ・ 保育・幼児教育から小学校への円滑な接続のための教育内容やカリキュラム、環境の改善等についての協議及び連携体制の構築 ・ 幼児教育アドバイザーの配置に向けた事業のあり方等についての調査研究 【指導室・教育総務課・保育課】
4	児童館事業	0歳から18歳までの子どもを対象に健全な遊びを提供し、健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。 ・ 幼児を対象にしたイベントの実施 ・ 地域の自然や文化を活かした特色のある行事やクラブ活動の充実 【こども政策課】
5	放課後の活動支援 	学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。 放課後子ども教室は、地域の方などにご協力をいただきながら、全ての子どもたちが安全で安心できる放課後の活動場所を提供します。 学童クラブと放課後子ども教室が連携して、放課後の活動支援を推進します。 ・ 学童クラブ事業の充実 ・ 放課後子ども教室の実施 ・ 放課後子ども教室に関するニーズ調査 【こども政策課・生涯学習推進課】
6	教育相談事業	児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育支援センターに教育相談所、教育支援室（せせらぎ教室）及びスクールソーシャルワーカーを置き、関係機関と連携を図るとともに、教育相談体制の充実を図ります。 ・ スクールソーシャルワーカーの活用 ・ 教育相談所の相談機能を充実 ・ 不登校状況にある児童・生徒への支援 【指導室】

③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

NO.	事業名	内容等
7	障がい児への手当等の支給	障がい児やその家族に対し、経済的な支援を行い、安定的な生活を営むことができるよう、各種手当の支給を行います。 ・児童育成手当 ・特別児童扶養手当 ・心身障害者（児）福祉手当 ・障害児福祉手当 ・重度心身障害者手当 【こども政策課・障がい者支援課】
8	障がい児療育体制の充実	障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の実施、健康診査後の指導及び経過観察健診や発達健康診査などの支援の充実を図るとともに、教育・保育等との関係機関の連携により乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を図ります。 また、必要な方に必要な時期に相談支援ファイルを配付し、関係機関や専門家による検討委員会において意見交換を行い、情報の一元化や連携体制の強化を図ります。 ・就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実 ・特別支援教育コーディネーター連絡会の充実 ・医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実 ・通常の学級、特別支援学級等における指導及び環境の充実 【指導室・保育課・こども家庭センター・障がい者支援課】
9	障がい児保育事業	集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。 【保育課・こども政策課】
10	障がい児通所支援サービス	障がいのある未就学児、児童・生徒に対し、各事業所が集団生活の適応訓練又は、生活能力向上のために必要な訓練などを行う児童発達支援、放課後等デイサービスを提供します。また、障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供します。 ・児童発達支援の提供 ・放課後等デイサービスの提供 ・保育所等訪問支援の提供 【障がい者支援課】

NO.	事業名	内容等
11	特別支援教育	全ての子どもが楽しく生き生きと学校生活を送るために、一人ひとりの教育的ニーズに応えられるよう特別支援教育を推進していきます。 ・ 特別支援教育コーディネーターの複数指名 ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた基礎的環境整備の推進 ・ 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級との交流及び共同学習の実施 ・ 教員等研修の充実 ・ 関係諸機関との連携の充実 【指導室】
12	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止センターを委託運営し、障がい者への虐待防止に取り組めます。また、虐待を受けた障がい者及び養護者に対して行う相談、指導及び助言を実施します。さらに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発活動を推進します。 障がいのある子どもについては、障がい者施設従事者が虐待した場合が対象です。虐待を把握した場合には、障がい者施設に対して指導等を行います。 【障がい者支援課】
13	子ども食堂推進事業 	地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、食事や居場所を提供する団体等を支援します。また、子ども食堂を利用する子どもやその保護者の生活実態を把握し、必要に応じて支援につなげるため、子ども食堂を運営する団体等と連携強化を図ります。 ・ 子ども食堂運営団体等への補助金交付 ・ 子ども食堂運営団体等と連絡会の開催 【こども政策課】
14	子どもの学習・生活支援事業 	子どもに対し、学習意欲や学力の向上及び生活習慣の形成や社会性の獲得、さらに相談支援を行うことで、将来に希望を持って就学できることを目的に実施します。また、必要に応じて保護者に対する養育支援を実施します。 ・ 学習・生活支援事業の利用に関するアンケート調査 【こども政策課】
15	外国につながる子どもへの支援	海外から帰国した幼児や両親が国際結婚の幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を利用できるよう、多言語機能を有する「るのキッズWeb、るのキッズアプリ」等により、子育て支援情報を提供します。 【こども政策課】



現状・課題

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築が必要です。
- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立を感じる保護者への相談の場の充実が必要です。
- ・アンケート調査では、子育てをする上で、相談できる人や場所が「いない/ない」と回答している人がそれぞれ一定数いることから、一人ひとりのニーズに応じた支援が受けられるようにする必要があります。
- ・支援が必要な家庭が抱えている様々な課題や個別ニーズに対応するため、きめ細かな支援が必要です。
- ・保護者への養育支援が特に必要である等、支援や保護を要する児童・世帯を包括的に支援するため、訪問による生活の支援や、親子関係の構築に向けた支援等の充実を図る必要があります。
- ・アンケート調査等から、子育て家庭に向けた積極的な情報発信が求められていることから、分かりやすい子育て関連情報の提供が必要です。

方向性

子どもを安心して産み育てられることができるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の健康診査等の適切な実施や充実を図り、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援の取組を図ります。

また、家庭における子育てについて、保護者が孤立や負担を感じることなく、安心感や充実感が得られるよう、気軽に相談ができる体制を充実していくとともに、積極的な子育て関連情報の提供に努めます。

さらに、子育て中の親子が気軽に交流を図れる場や産後家事・育児支援による育児負担の軽減のほか、子育てと就労の両立や子どもの医療費助成など、子育てしやすい支援体制の充実を図ります。

加えて、ひとり親家庭等を含め支援が必要な家庭に対して、生活の安定と自立の促進が図られるよう、相談窓口や就労支援等の充実を図ります。

—具体的な取組—

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…こどもの貧困解消対策関連事業

①母と子の健康の保持・増進

N0.	事業名	内容等
16	母子健康手帳の交付	妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報の管理をするとともに、家族の子育て期の記録、子育て支援ツールとしての活用を推進します。 ・妊娠届の受理と母子健康手帳の交付 ・妊婦面談の実施、育児パッケージの提供 ・母子健康手帳の活用の推進 【こども家庭センター】
17	妊婦健康診査 ☆	安心して、妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康に関する管理及び保持増進を図ります。 ・妊婦健康診査（一般健康診査、超音波検査、子宮頸がん検診）の実施 ・関係医療機関、助産所と連携体制の強化 【こども家庭センター】
18	乳幼児健康診査	乳幼児の疾病などの早期発見を図り、早期に適切な支援につなげ、親の育児不安の発見と軽減に努めます。 ・各乳幼児集団・個別健診の実施 ・歯科健康教育の実施 ・保護者等に各乳幼児健康診査等の必要性の周知強化 ・幼稚園や保育所等との連携強化 【こども家庭センター】
19	子育て教室	妊娠、子育てに関して、同じ立場の親同士に対し支援することで、仲間づくりをすすめ、安心して出産・子育てができるよう実施します。 ・母親・両親学級の実施 ・離乳食教室の実施 ・育児グループの実施 【こども家庭センター】
20	産後ケア事業 ☆	出産後1年を経過しない母子において、母親の身体的回復と心理的な安定を促進することができるよう実施します。 ・宿泊型、通所型、訪問型を実施 ・委託事業所等と連携体制を構築 【こども家庭センター】

NO.	事業名	内容等
21	乳児家庭全戸 訪問事業 ☆	全ての乳児がいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭の訪問の実施 ・ 子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの情報提供 【こども家庭センター】
22	育児相談・一般 相談	妊娠前や母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図ります。 ・ 育児、栄養、歯科、心理等の専門職による相談事業の実施 ・ 多様化する相談にも対応できる総合的な窓口や職員のスキル向上等の体制強化 【こども家庭センター】
23	伴走型相談支援事業【新規】	妊娠期から出産、子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援に つなぐ相談支援と経済的支援を一体とした事業を実施します。 ・ 妊婦面談や妊娠中期のアンケート等を行い、継続した支援の実施 ・ 出産・子育て応援ギフトを配付する経済的支援の実施 【こども家庭センター】
24	こども家庭センタ ー体制強化事業 【新規】	妊娠期から切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等の連携を図り、全ての家庭が健やかに子育てできる環境整備を整え、虐待の未然防止を図ります。 ・ 妊娠届出時に25歳以下の初産妊婦及びその家庭等の対象者に対し、面談、支援の実施 ・ セルフプラン及びサポートプランを作成し、課内で共有し、必要な支援の実施 【こども家庭センター】
25	バースデーサポ ート事業【新規】	市内在住で1歳を迎えた子どもの家庭が安心して子育てができるよう支援を実施します。 ・ アンケートの回答に応じた相談支援の実施 ・ 育児パッケージ（商品券）を配付 【こども家庭センター】
26	初回産科受診料助 成金【新規】	低所得の妊婦について、初回の産科受診料を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげます。 ・ 初回産科受診（妊婦判定の受診）費用の助成 【こども家庭センター】

②家庭における子育て力の向上

NO.	事業名	内容等
27	こども 家庭センター 	令和6年度より、こども家庭センターに名称を変更し、母子保健と児童福祉の両面からの支援を行っており、継続した支援を行います。 ・子育てに関すること、家庭に関することなど、18歳未満の子どもに関する相談支援の実施 【こども家庭センター】
28	利用者支援事業 	利用者支援事業は、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、本市では、基本型及びこども家庭センター型により実施します。 ＜基本型＞ 子どもやその保護者等が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。 ・利用者のニーズに基づいた情報の提供及び利用支援等の実施 ・関係機関との連携体制の強化 ＜こども家庭センター型＞ 妊産婦や乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援及び全ての子どもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施し、相談支援体制の強化を図ります。 ・母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な支援の実施 【こども家庭センター】
29	障がい者基幹相談 支援センター	障がい者及びその家族に対して、障がい者基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援事業者及び関係機関と連携し、相談を実施します。 【障がい者支援課】
30	子育てに関する意 識についての啓発 活動の推進	子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。 ・支援が必要な妊産婦やその家族に個別支援の実施 ・子育て講座の実施 【こども家庭センター】

NO.	事業名	内容等
31	子育て関連情報の提供	子育て支援ガイドブックやるのキッズWeb、るのキッズアプリ、メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。 ・子育て支援ガイドブックの発行 ・るのキッズWebの掲示板の充実 ・るのキッズアプリのプッシュ通知による情報発信 ・るのキッズWeb及びるのキッズアプリの周知 【こども政策課・こども家庭センター】
32	子育て支援講座（家庭教育学級等）	乳幼児・児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場を提供します。 また、子どもの健やかな成長を促すための環境を整備します。 ・家庭教育学級等の事業の充実 ・子どもの発達段階に応じた学習型講座の実施 ・親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子体験型講座の実施 【生涯学習推進課】

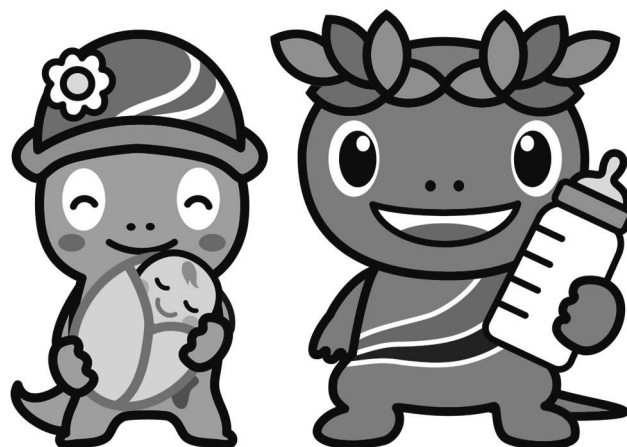


③子育てしやすい支援体制の充実

NO.	事業名	内容等
33	子育て短期支援事業 	家庭における養育が一時的に困難になった場合等に生後 57 日から小学校 6 年生までの児童をお預かりし、保護者の負担軽減を図ります。 ・委託先と連携した児童のショートステイの実施 ・育児疲れ等で児童を養育することが一時的に困難な家庭に対する利用促進 【こども家庭センター】
34	地域子育て支援拠点事業 	子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、子育ての不安等を相談できる場を提供します。 ・利用しやすく、親子同士の交流を図れる場の提供 ・子育ての不安等についての相談支援 ・子育て講座の実施 【こども家庭センター】
35	一時預かり事業 	家庭において児童が保育を受けることが一時的に困難となった場合に生後 6 か月から小学校就学前までの保育所等に通っていない児童を一時的にお預かりし、保護者の負担軽減を図ります。 ・委託先と連携した児童の一時預かりの実施 ・育児疲れ等で児童を保育することが困難な家庭に対する利用促進 また、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業をはじめ、保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときのために、保育所等で就学前までの児童をお預かりする一時預かりを行います。 【保育課・こども家庭センター】
36	時間外保育事業 	勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（標準保育の 11 時間又は短時間保育の 8 時間）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施します。 【保育課】
37	病児・病後児保育事業 	病気中や病気の回復期にある児童をお預かりすることで、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。 ・委託先と連携した病児・病後児保育の実施 【こども家庭センター】
38	児童手当の支給	高校生年代以下の児童を養育している方に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給します。 【こども政策課】

NO.	事業名	内容等
39	医療費の助成	①乳幼児医療費助成 小学校就学前の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。 ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 ②義務教育就学児医療費助成 小・中学生を養育している方に、児童の保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。 ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 ③高校生等医療費助成制度 高校生等の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。 ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 【こども政策課】
40	入院助産費の支給 ◎	出産に当たって保健上必要であるにもかかわらず、医療保険未加入等経済的な理由で病院又は助産所に入院できない生活保護世帯等の妊産婦の方を対象に、出産に要する費用を助成します。 【生活福祉課】
41	幼児教育に対する支援 ◎	私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用するなどの各事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。 ・私立幼稚園等の園児の保護者に対する保育料等の補助 ・新制度未移行幼稚園や幼稚園類似の幼児施設における教育活動に要する経費の補助 【保育課】
42	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ☆◎	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る実費徴収額に対して補助をします。 【保育課】
43	就学援助費の支給 ◎	経済的理由により学用品の購入等が困難な世帯に、就学に関する費用の一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 【教育総務課】

NO.	事業名	内容等
44	多胎児家庭支援事業【新規】	市内在住の多胎児を妊娠中の方及び3歳未満の多胎児のいる家庭を対象とし、育児サポーターが訪問することで家事や育児の手伝いをします。 ・家事等援助、育児の補助、外出時の補助等の実施 ・育児等に関する相談助言の実施 ・必要とする家庭に支援が行き届くための関係機関との連携 【こども家庭センター】
45	産後家事・育児支援事業【新規】	市内に居住する1歳未満の乳児がいる家庭であって、日中、親族等による支援を受けることができない家庭を対象とし、家事育児ヘルパーが訪問することで家事や育児の手伝いをします。 ・家事の援助・育児の補助等の実施 ・必要とする家庭に支援が行き届くための関係機関との連携 【こども家庭センター】



④ひとり親家庭等への支援の充実

NO.	事業名	内容等
46	母子・父子相談 ◎	ひとり親家庭が抱える様々な問題などの相談に対応し、問題の解決に向けて一緒に考えていきます。 【生活福祉課】
47	母子・父子自立支援プログラム策定事業 ◎	母子・父子家庭の就労活動の支援により、経済的な安定及び自立を支援します。 【生活福祉課】
48	児童育成手当・児童扶養手当の支給 ◎	①児童育成手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として育成手当を支給します。また、20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方等を養育している方には、障害手当を支給します。(所得制限あり) ②児童扶養手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。(所得制限あり) 【こども政策課】
49	ひとり親家庭等医療費助成 ◎	18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で規則に定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育しているひとり親家庭等に、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成します。(所得制限あり) ・各種健康保険の自己負担分を助成します。 【こども政策課】
50	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ◎	中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭が、日常生活を営むのに著しく支障等がある場合、生活の安定を図ることを目的に、ホームヘルパーを一定期間派遣します。 【生活福祉課】

NO.	事業名	内容等
51	東京都母子及び 父子福祉資金 	東京都の制度として、ひとり親家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸し付けます。 【生活福祉課】
52	母子家庭等自立支 援教育訓練給付金 事業 	ひとり親家庭の母親等の経済的な自立を促進するため、指定した職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。 【生活福祉課】
53	母子家庭等高等職 業訓練促進給付金 等事業 	ひとり親家庭の母親等が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、看護師等の養成機関で1年以上修業する期間中の生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。 【生活福祉課】



現状・課題

- ・アンケート調査では、充実して欲しい子育て支援サービスとして、「親子が安心して集まれる公園などの屋外施設の整備」の回答率が高くなっており、安全に安心して利用することができる子育て空間の充実が必要です。
- ・小学生を対象としたアンケート調査では、家や学校以外で楽しく過ごせる場所について、「学童クラブや児童館」「図書館や公民館などの施設」「地域の人がやっている食事や勉強の場所（子ども食堂）」等の回答は低く、子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所の周知や整備が必要です。
- ・子育てに関する負担や不安、孤立を感じる保護者が多いことから、地域ぐるみで子育てできる環境を推進し、地域全体で子どもを見守り、ともに育てる意識の醸成が必要です。
- ・妊婦や子ども連れを含む全ての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進が引き続きが必要です。
- ・要保護児童を早期発見し対応することや、地域での見守りを強化することで児童虐待の発生を予防する必要があります。
- ・全ての人が仕事、家庭、地域生活等の様々な活動を、自ら希望するバランスで行えるよう男女問わず力を発揮し、ともに働けるような環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

方向性

全ての子どもや保護者が、市が持つ豊かな自然環境や地域社会の中で、安全に安心して暮らしながら成長することができるよう、関係部署や機関が連携を図りながら、地域の見守りや必要に応じた取組により、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

また、子育て支援等を担う人材を育成するとともに、地域の方々の活動をサポートする取組により、子どもや保護者、地域の方々の交流の促進を図ります。

さらに、児童虐待の防止を図るため、要支援家庭の早期発見及び支援に努め、関係機関等との情報共有の推進を図るとともに、市が地域の支援を必要とする子どもたちの情報を得られるように、市民への周知・啓発に努めます。

加えて、子育てと仕事の両立支援のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るほか、子育てを地域全体で支える環境づくりを進めます。

一具体的な取組一

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…こどもの貧困解消対策関連事業

①安全・安心なまちづくりの推進

NO.	事業名	内容等
54	子どもの安全の確保	保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯パトロールなど、施設の周辺や通学路における防犯活動を推進します。 また、子どもたちに各種安全教育を行うとともに、市民に向けて、防災行政無線やメール配信サービスにより、交通安全・防犯に関する情報を配信するなどし、安全及び防犯意識の向上に努めます。 【教育総務課・保育課・地域防災課・建設課】
55	子どもの危機管理体制の充実	子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に関する情報を共有し、その対策について協議するとともに、関係機関等への情報提供により、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に努めます。 【こども政策課】
56	赤ちゃん・ふらっと事業の推進	乳幼児を持つ親が安心して外出できることを目的とし、そのための環境を整えます。 ・授乳やおむつ替え等ができるスペースの確保 【こども家庭センター】
57	子育て世帯の住生活を支援する取組の推進	住生活基本法及び住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえ、子育て世帯が安全・安心な住生活を営めるよう、居住の安定を図る取組を推進します。 【住宅政策課】
58	安全・安心に利用できる子育て空間の充実	市民が安全に安心して利用できる公園や空き家など既存ストックを活用した子育て空間の確保など、都市計画マスタープランなどの市の計画を生かした、まちづくりを進めていきます。 また、計画的に老朽化した遊具、施設の更新を行います。 【都市政策課・住宅政策課】
59	公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。 【都市政策課・建設課・施設営繕課】

NO.	事業名	内容等
60	小・中学校の施設整備事業	小・中学校の施設・設備を法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある状態とすることを目的として整備します。 【教育総務課】
61	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業 ☆	多様な事業者の能力を活用するため、事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業拡大を図るとともに、施設等が安定的にかつ継続的に運営されるよう、施設等に対する支援、事業実施に関する相談・助言等を行っていきます。 【保育課】



②地域における子ども・子育て支援の推進

NO.	事業名	内容等
62	保育所等の開放	保育所等において、未就園児やその保護者に対して園庭開放を実施します。 【保育課】
63	ファミリー・サポート・センター事業 ☆	育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をしたい方（提供会員）が会員となって組織する地域の助け合い活動を支援するため、会員登録に関する受付、講習会、交流会、援助活動の調整等を実施します。 ・会員登録事務及び援助活動の調整の実施 ・会員の相互交流を促進するための交流会及び意見交換会の開催 ・講習会や周知活動の実施等の提供会員の確保に関する取組の実施 【こども家庭センター】
64	地域子ども育成リーダー事業	大人の知識・経験を生かして、地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担う地域子ども育成リーダーを養成し、育成リーダーの活動を推進します。 ・育成リーダー新規養成講習やフォローアップ研修の実施 ・育成リーダーの活動支援 【こども政策課】
65	子育て支援を担う地域人材の確保	放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得ながら運営していることから、持続的な人材の確保と子どもたちの見守りをする上での知識等を学ぶ機会を設けます。 ・運営スタッフの確保 ・スキルアップ研修の実施 【生涯学習推進課】
66	児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会） ☆	児童虐待防止対策を実施することで、要支援家庭の早期発見及び支援に努め、児童虐待の未然防止につなげます。 ・養育支援が特に必要な家庭に対する保健師及び保育士等の専門職員による訪問 ・要保護児童対策地域協議会のネットワーク強化による児童虐待の未然防止 【こども家庭センター】

NO.	事業名	内容等
67	子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣） ☆	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援等を実施します。 【こども家庭センター】
68	ヤングケアラー支援【新規】	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、支援体制の強化を図り、本事業に取り組みます。 【こども家庭センター】



③仕事と子育ての両立の推進

NO.	事業名	内容等
69	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	市内のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組内容を広く周知することで、本市の事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。 【企画政策課】
70	育児休業制度等の普及啓発	市民や市内事業者を対象に、育児休業制度等に関するリーフレットやパンフレットを市及び商工会の窓口を設置し、周知及び普及啓発を図ります。 【商工振興課】
71	子育て中の親の再就職支援の充実	就職支援機関と連携し、就労に関する相談会やセミナー等を実施します。 【商工振興課】
72	男女共同参画の意識啓発	全ての人が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、「第5次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関するチラシやポスターの設置及び掲示等により、意識啓発等に取り組めます。 【企画政策課】

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育の提供区域及び量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と確保時期）を定めることとなっています。

教育・保育事業は幼稚園、保育園、認定こども園など、就学前の子どもに幼児教育や保育を提供し、地域における子育て支援を行う事業であり、地域子ども・子育て支援事業は教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、市町村が子ども・子育てのニーズに基づいて実施する事業となります。

（１）教育・保育の提供区域

各市町村が、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育を提供するための区域を定めるものです。

（２）量の見込みと確保方策

国が示す基本指針や量の見込みの算出等の考え方などに基づき、各市町村が地域における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するとともに、各年度の児童数を推計するなどし、これらを踏まえた「量の見込み」と、これに対応した教育・保育等の「確保方策」を定めるものです。



2 教育・保育の提供区域の設定

本市の教育・保育の提供区域の設定については、利用者の視点に立ち、地域ごとのニーズを踏まえ、需要調整を行うことを前提とした上で、地理的な特殊性等を勘案し、市全域（1区域）を教育・保育の提供区域として、全体のバランスを取りながら施策展開を図ります。

● 認可保育所	◆ 小学校
○ 幼稚園	◇ 中学校
▲ 認定こども園	◎ あきる野市役所
■ 認証保育園	⊗ 五日市出張所
□ 幼稚園類似施設	
★ 企業主導型保育施設	
◆ 小規模保育施設	



- ・ 保育所：15 園
- ・ 認定こども園：4 園
- ・ 学童クラブ：11 箇所
- ・ 小学校：10 校
- ・ 幼稚園等：3 園
- ・ その他教育・保育施設：9 箇所
- ・ 子育てひろば：5 箇所
- ・ 中学校：6 校

※令和6年4月1日現在

3 幼児期の学校教育・保育

市内に居住する0歳から5歳までの子どもについて「現在の保育所、幼稚園、認定こども園等の利用状況」について以下の4つに区分をしました。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3－5歳、幼児期の学校教育（以下「学校教育」という）のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業
その他	満3－5歳、1号認定に準ずる	私学助成型幼稚園（新制度未移行）
	0－5歳、2・3号認定に準ずる	地域単独事業（認証保育所）

（1）あきる野市の現状

就学前人口の減少に伴い、幼稚園及び保育所等の利用者数は年々減少傾向にあり、令和6年度には幼稚園の利用者数は472人、保育所等の利用者数は1,754人となっております。

■幼稚園の利用状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園 （私学助成 型幼稚園含 む）	満3歳児	人	4	3	4	2	3
	3歳児	人	66	77	66	60	62
	4歳児	人	85	74	81	67	61
	5歳児	人	92	83	75	88	76
認定 こども園 （1号）	満3歳児	人	2	5	8	5	3
	3歳児	人	132	114	95	104	76
	4歳児	人	127	130	124	95	103
	5歳児	人	159	126	133	123	88
合 計		人	667	612	586	544	472

（各年5月1日時点）

各年3月1日時点の満3歳児利用状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園 （私学助成 型幼稚園含 む）	満3歳児	人	39	49	40	36	34
認定 こども園 （1号）		人	73	58	68	61	57
合 計		人	112	107	108	97	91

※令和6年度の数値は、令和2年度から令和5年度までの実績等から推計した数値となっております。

■保育所等の利用状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	0歳児	人	112	97	106	99	80
	1・2歳児	人	564	526	514	493	497
	3歳以上	人	1,006	993	982	938	906
認定 こども園 (2・3号)	0歳児	人	0	0	0	0	3
	1・2歳児	人	19	20	23	24	27
	3歳以上	人	95	105	109	106	107
地域型保育事業	0歳児	人	9	12	7	4	7
	1・2歳児	人	51	47	46	52	52
地域単独事業 (認証保育所)	0歳児	人	2	6	5	4	8
	1・2歳児	人	31	23	25	27	25
	3歳以上	人	42	44	44	46	42
合 計		人	1,931	1,873	1,861	1,793	1,754

(保育所、地域型保育事業、地域単独事業：各年4月1日時点、認定こども園：各年5月1日時点)

(2) 需要量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

■教育・保育のニーズ量見込み

		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳児	人	472	460	437	423	407	406
2号認定	3～5歳児	人	1,074	1,047	994	963	925	923
3号認定	0歳児	人	105	105	105	104	103	103
	1歳児	人	285	269	268	267	265	262
	2歳児	人	345	325	325	324	322	319
	計	人	735	699	698	695	690	684

※1～3号認定には、それぞれの認定に準ずる施設の量の見込みを含む。

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業」による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■令和6年度の教育・保育の状況 0～5歳人口：2,856人（令和6年4月1日時点）

幼稚園等（注1）利用者数 3～5歳（%） ※5/1時点	保育所等（注2）利用者数			未就園児数 0～5歳児 （%）
	0～5歳 （%）	0～2歳	3～5歳	
472人 （16.5%）	1,754人 （61.4%）	699人 （24.5%）	1,055人 （36.9%）	630人 （22.1%）

（注1）幼稚園及び認定こども園（1号認定）

（注2）保育所、認定こども園（2・3号認定）、地域型保育事業、地域単独事業（認証保育所）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

・幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	人	460	437	423	407	406
②確保の内容 （幼稚園・認定こども園）	人	348	348	348	348	348
③私学助成型幼稚園 （新制度未移行）	人	260	260	260	260	260
②+③-①	人	148	171	185	201	202

・幼児期の保育【保育所・認定こども園】（2号認定）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	人	1,047	994	963	925	923
②確保の内容 （保育所・認定こども園）	人	1,186	1,174	1,174	1,174	1,174
③地域単独事業 （認証保育所）	人	28	28	28	28	28
②+③-①	人	167	208	239	277	279

・幼児期の保育【保育所・認定こども園】（3号認定）

		単位	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）		人	699			698			695			690			684		
			105	269	325	105	268	325	104	267	324	103	265	322	103	262	319
②確保の 内容	保育所・ 認定こども園	人	739			739			739			739			739		
			146	268	325	146	268	325	146	268	325	146	268	325	146	268	325
	地域型保育事業	人	64			64			64			64			64		
			12	26	26	12	26	26	12	26	26	12	26	26	12	26	26
③地域単独事業 （認証保育所）		人	44			44			44			44			44		
			9	15	20	9	15	20	9	15	20	9	15	20	9	15	20
②+③-①		人	148			149			152			157			163		
			62	40	46	62	41	46	63	42	47	64	44	49	64	47	52

（4）提供体制の確保方策（確保の考え方）

量の見込みに対応できる確保量を維持していくため、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整する役割を担う市立保育所（屋城保育園及び神明保育園）の定員を変更することで調整していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間（令和7年度～令和11年度）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業に対する提供体制の確保方策やその実施時期等を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
	設置場所	-	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの
こども家庭センター型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
	設置場所	-	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

【基本型】

子どもやその保護者等が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるための支援を実施するため、委託先と協力して関係機関との連携体制を強化するとともに、職員の研修受講を進めることで質の高い提供体制の確保に努めます。

【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの、様々な悩み等に対応するため、保健師等の専門的な見地からの相談支援と、継続的なソーシャルワークを実施していきます。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人	774	760	746	725	717
確保の内容		人	774	760	746	725	717
		箇所	15	14	14	14	14

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

量の見込みを確保しているため、現状を維持し、引き続き事業を行います。

(3) 放課後の活動支援

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 学童クラブ（１～６年生）

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人	1,188	1,184	1,181	1,180	1,179
	1年生	人	417	416	415	414	414
	2年生	人	360	359	358	358	358
	3年生	人	242	241	241	241	240
	4年生	人	120	119	119	119	119
	5年生	人	37	37	36	36	36
	6年生	人	12	12	12	12	12
確保の内容		人	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		箇所	11	11	11	11	11

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 放課後子ども教室

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	学校数	校	10	10	10	10	10
	設置箇所数	箇所	10	10	10	10	10
	事業量 (市内小学校の整備状況)	%	100	100	100	100	100
	校内交流型実施箇所数	箇所	10	10	10	10	10
	校内交流型の目標事業量	%	100	100	100	100	100

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

学童クラブについては、将来人口の6歳から11歳までの人口推計値が減少傾向であるが、共働き世帯の割合の推移は増加傾向にあることなどから、ほぼ横ばいの量の見込みとします。

放課後子ども教室については、学童クラブとの連携を進め、取組の充実を図ります。

また、これまでと同様に学校施設や公共施設等の有効活用を図りながら量の確保に努めていきます。

(4) 子育て短期支援事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/日	729	893	1,057	1,171	1,299
確保の内容	人/日	729	893	1,057	1,171	1,299
	箇所	8	8	8	8	8

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

希望する日程で事業を利用することができるよう、利用状況を注視しながら委託先の確保について検討します。また、関係機関との連携を強化することで、育児疲れ等で児童を養育することが一時的に困難な家庭に対する利用促進を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数	件	382	381	378	375
	訪問率	%	100	100	100	100
確保の内容	-	実施体制：保健師・助産師3人 ・ 実施機関：こども家庭センター				

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

乳児のいる全ての家庭を対象に、母子保健に関する専門知識を有する保健師・助産師や地域で相談を受け支援へのつなぎ役となる民生・児童委員等が訪問し、保護者が地域とのつながりを持ち、安心して子育てができるような妊娠期から切れ目のない一貫した支援体制づくりを図ります。また、里帰り出産などの場合にも自治体間の連携体制をとり、同様のサービスが受けられるようにします。

（民生委員・児童委員）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、福祉の相談助言活動に従事する人です。また、民生委員は、児童福祉法における児童委員を兼ねています。

（６）児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問	量の見込み	件	325	317	367	383	397
	確保の内容	件	325	317	367	383	397
要保護児童対策 地域協議会 確保の内容	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
	実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
	個別ケース検討 会議回数	回	53	61	68	70	77

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

虐待対応等を含む事業の特性上、計画値の増減による評価は困難となりますが、要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、こども家庭センターの機能及び相談支援体制の充実を図り、必要時に適切な支援ができるよう養育支援訪問の実施に努めていきます。なお、親子関係形成支援事業の実施については、現在実施しているペアレント・トレーニングをはじめ、事業内容を検討するなど実施体制を整えていきます。

（７）子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数	件	61	58	58	48	48
確保の内容		-	実施体制：委託 ・ 実施主体：こども家庭センター				

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

虐待対応等を含む事業の特性上、計画値の増減による評価は困難となりますが、子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭が抱える家事・子育て等に対して不安や負担の軽減を図るため、家事支援の実施に努めていきます。

(8) 地域子育て支援拠点事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（大人の数）	人/回	11,490	11,888	12,139	12,453	12,512
確保の内容	人/回	11,490	11,888	12,139	12,453	12,512
	箇所	5	5	5	5	5

※ニーズ調査では、保護者の利用意向等を把握しているため、見込み及び確保内容の人数は大人の人数です。

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、子育ての不安等を相談できる場を提供します。また、研修参加により職員の専門性の向上に努めるとともに、気軽に利用しやすく相談しやすい環境づくりを行い、質の高い提供体制の確保に努めます。

【子育てひろばこころの】



(9) 一時預かり事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
幼稚園在園児対象 の預かり保育事業	量の見込み	人/日	21,725	22,333	22,958	23,601	24,262	
	確保の内容	人/日	21,725	22,333	22,958	23,601	24,262	
		箇所	5	5	5	5	5	
	1号認定に よる利用	量の見込み	人/日	5,689	5,848	6,012	6,180	6,353
		確保の内容	人/日	5,689	5,848	6,012	6,180	6,353
1号(新2号) 認定による利用	量の見込み	人/日	16,036	16,485	16,946	17,421	17,909	
	確保の内容	人/日	16,036	16,485	16,946	17,421	17,909	
その他の一時 預かり事業	量の見込み	人/日	667	659	653	644	638	
	確保の内容	人/日	667	659	653	644	638	
		箇所	15	15	15	15	15	
	保育施設等	量の見込み	人/日	176	172	168	164	160
		確保の内容	人/日	176	175	174	172	171
			箇所	14	14	14	14	14
	一般型	量の見込み	人/日	491	487	485	480	478
		確保の内容	人/日	491	487	485	480	478
			箇所	1	1	1	1	1

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

量の見込みを確保しているため、現状を維持し、引き続き事業を行います。

なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が進められる中、推計値に影響が生じた際には、利用者のニーズを捉え、必要に応じて量の見込みを見直していきます。

一般型の一時預かり事業については、委託先と連携して家庭において児童が保育を受けることが一時的に困難となった場合に一時預かりを実施できる体制を確保します。また、関係機関との連携を強化することで育児疲れ等で児童を保育することが困難な家庭に対する利用促進を図ります。

(10) 病児・病後児保育事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/日	600	542	475	432	394
確保の内容	人/日	600	542	475	432	394
	箇所	1	1	1	1	1

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

病氣中や病気の回復期にある児童をお預かりすることで、保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、事業の周知を行い登録者数の増加を図ります。また、委託先である公立阿伎留医療センターや関係機関との連携を強化し、保育士の資質の向上を含めた支援体制の充実を進めます。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳幼児	量の見込み	人/日	578	622	666	697	732
	確保の内容	人/日	578	622	666	697	732
1～4年生	量の見込み	人/日	372	386	400	410	421
	確保の内容	人/日	372	386	400	410	421
5～6年生	量の見込み	人/日	199	213	227	237	249
	確保の内容	人/日	199	213	227	237	249
確保の内容	設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	提供会員数	人	200	202	204	206	208
	両方会員数	人	13	13	13	13	13

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をしたい方（提供会員）が会員となって組織する地域の助け合い活動を支援するため、会員登録に関する受付、援助活動の調整等を実施します。また、提供会員の養成講習会を継続的に開催するとともに、周知活動を実施することで提供会員数の増加を図ります。さらに、初めて援助活動に参加する提供会員等に対して相談支援を行うことで不安の解消を図り、提供会員の定着に努めます。今後も継続して安定した組織運営を行うため、交流会の実施や会報誌の発行などにより、会員相互の親睦や情報共有のできる環境を整えていきます。

(12) 妊婦健康診査

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	受診券配付人数	人	381	378	375	374	373
	受診回数	回	6,161	6,143	6,094	6,048	6,032
確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関、産婦人科を掲げる医療機関、 東京都助産師会に所属している助産院				
	実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関等				
	検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容				
	実施時期	-	受診票交付の日から出産の日まで				

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

妊婦の健康管理の拡充及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。健康診査を実施する医療機関等と連携を図り、適切な支援を行います。検査項目に関しては、東京都が推奨する検査内容と検査回数の実施に努めます。また、受診票が使用できない都外の医療機関や助産院で受診する場合は、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう制度の周知徹底を図ります。

(13) 産後ケア事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/日	800	950	1,050	1,200	1,300
確保の内容	箇所	実施型：宿泊型・通所型・訪問型				
		実施委託 4	実施委託 5	実施委託 6	実施委託 7	実施委託 8

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

産後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、関係機関との連携を図り、安心して子育てができる支援体制を構築します。また、産後の準備に向け、妊婦面談時や産前に利用の周知を図ります。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

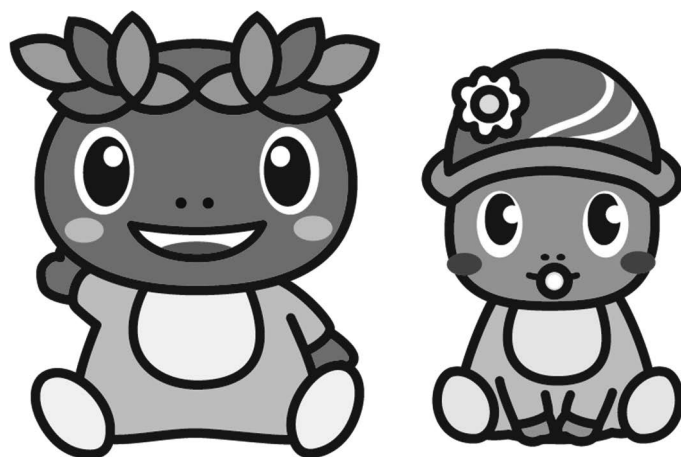
■提供体制の確保方策（確保の考え方）

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う第3子以降の児童がいる世帯等に対して、保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る実費徴収額に対して補助をします。

(15) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

■提供体制の確保方策（確保の考え方）

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や都の動向やあきる野市の実情を踏まえ検討します。



5 教育・保育の一体的提供及び推進方策

認定こども園への移行支援、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進、教育・保育施設と小学校等の連携に取り組めます。

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る基本的な考え方

○子ども・子育て支援新制度へ移行した平成 27 年度を基点とした市内の既存施設に関しては、運営事業者と相談しながら、希望を踏まえて支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方、推進方策

○あきる野市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを支援するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図ります。

○教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）、地域型保育事業及び地域単独事業を行う者、小学校等の連携を進めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付については、引き続き公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、実施していきます。



第6章 計画の推進

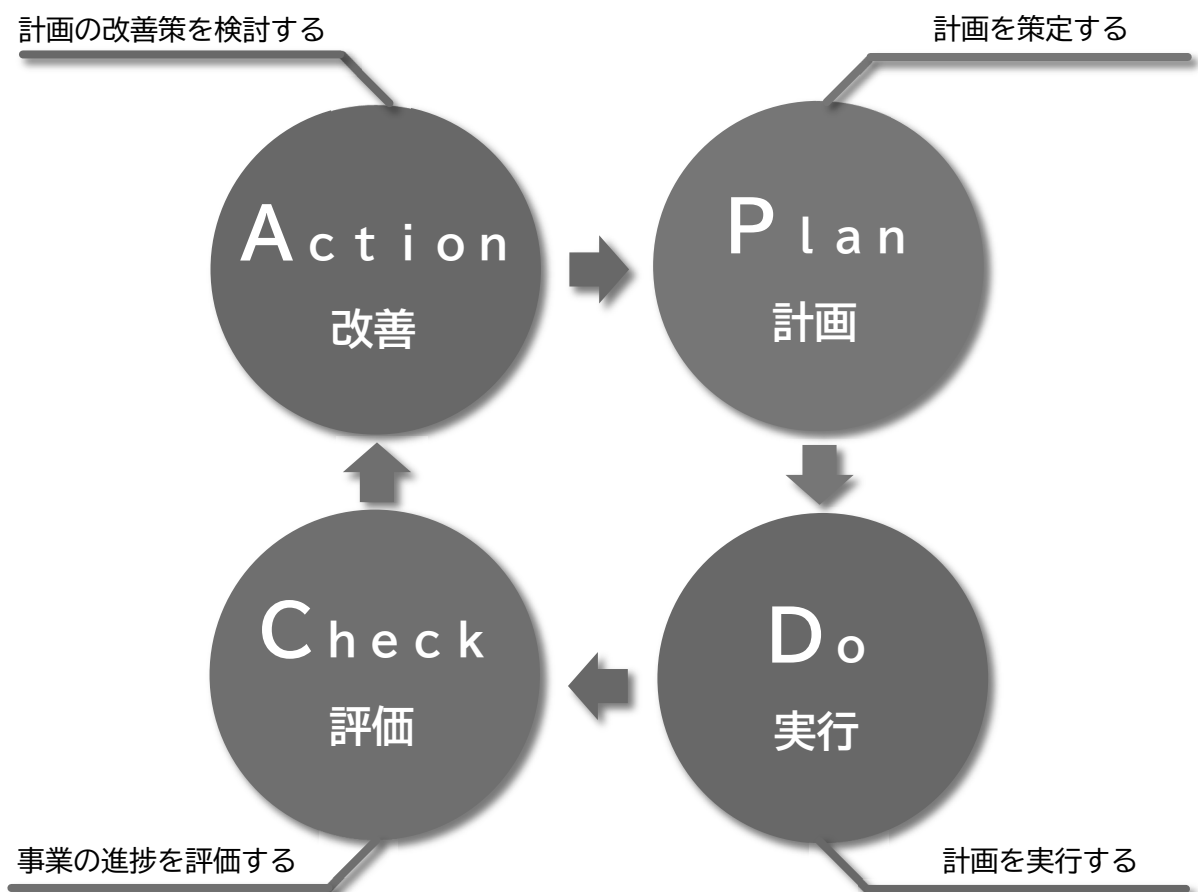
1 計画の推進体制

第3期計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが 希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向け、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携を図りながら、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組みます。

2 進捗状況の管理

PDCAサイクルの考え方に基づいて、事業の実施状況を年度ごとに点検・評価を実施し、「あきる野市子ども・子育て会議」で調査・審議を行い、施策の改善に努めます。

■PDC Aサイクル



3 第3期計画におけるアウトカム指標による評価

第3期計画に掲げた取組を評価するに当たり、計画全体の事業成果による評価（アウトカム評価）を実施します。

アウトカム評価は、具体的な評価指標を設定し、事業の目的・目標に対する達成度や成果の数値目標に対して評価するものです。

（１）評価の考え方

- ・アウトカムの評価は、基本理念や基本的な考え方及び計画の施策体系に基づき、基本目標ごとに指標を設定し評価します。

（２）評価指標の検討

- ・令和7年度の「あきる野市子ども・子育て会議」において、評価指標の検討を行います。
- ・評価指標については、可能な限り数値化された定量的な評価指標やアンケート調査などによる定性的な評価指標を検討します。
- ・評価指標を示すための調査等については、客観性や継続性が担保される既存の調査を活用するとともに、市民アンケート調査や子育て支援アンケート調査を活用します。また、対応できない指標等がある場合は、独自の調査について検討します。

（３）データの収集及び評価

- ・設定したアウトカム評価指標に基づき、必要なデータを収集します。
- ・収集したデータに基づき、計画の目標や目的の方向性が達成されているかについて、「あきる野市子ども・子育て会議」において評価を行います。

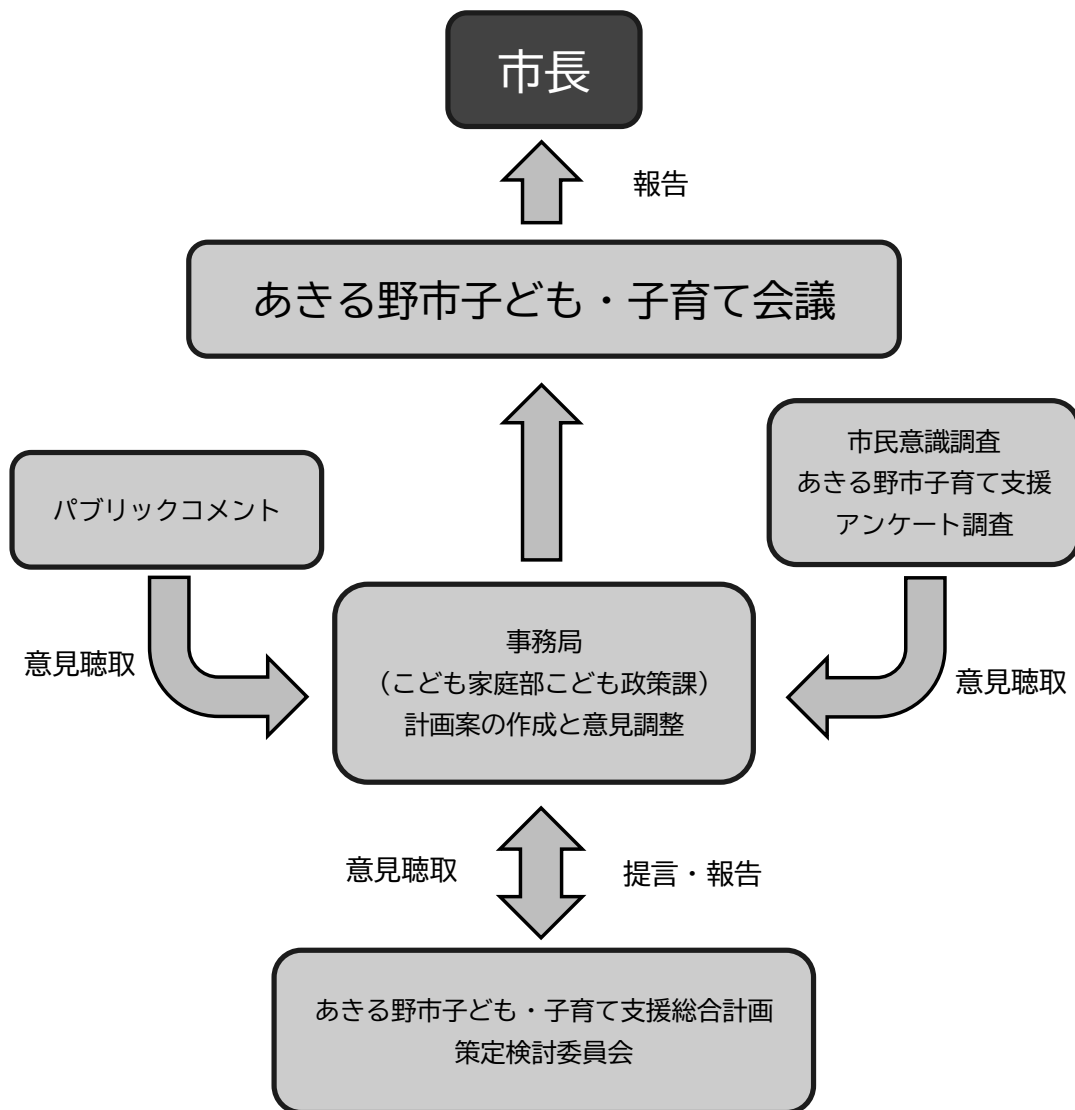


資料編

1 検討体制

子育て家庭や小学生本人を対象にアンケート調査を実施することで、教育・保育ニーズや地域子ども・子育て支援事業の利用状況、子育て家庭の生活実態を把握し、市民意見を反映した第3期計画を策定しました。

また、第3期計画の検討は、識見を有する者、市民の代表、子どもの保護者、保育・教育関係者、民生・児童委員の代表、保健医療関係者、事業所関係者で構成された「あきる野市子ども・子育て会議」及び庁内関係部署の職員で組織された「あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会」にて検討されました。



2 あきる野市子ども・子育て会議条例

あきる野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 6 日

条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 3 項の規定に基づき、あきる野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 4 条例 29・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するもののほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する利用者負担額について審議し、答申する。

(平 26 条例 10・令 4 条例 29・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 子どもの保護者
- (4) 保育・教育関係者
- (5) 民生・児童委員の代表
- (6) 保健医療関係者
- (7) 事業所関係者

2 前項第 2 号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱)

第 4 条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第 6 条 子ども・子育て会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第 7 条 委員長は、会務を総括し、子ども・子育て会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子ども・子育て会議は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども家庭部こども政策課において処理する。

(平27条例1・令6条例2・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成7年あきる野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(あきる野市保育料徴収に関する審議会条例の廃止)

2 あきる野市保育料徴収に関する審議会条例(平成7年あきる野市条例第77号)は、廃止する。

(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成7年あきる野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 あきる野市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

任期：令和4年4月8日～令和6年4月7日

	区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	吉田 正幸	(株)保育システム研究所 代表	委員長
2	市民の代表	川崎 佳子	市民	
3	市民の代表	グラント シエコ	市民	
4	子どもの保護者	清水 智恵	幼稚園	
5	子どもの保護者	松長 美穂	保育園	
6	子どもの保護者	武田 哲郎	小中学校	
7	保育・教育関係者	濱川 喜宣	あきる野市私立幼稚園協会	
8	保育・教育関係者	今野 徹	あきる野市民間保育園園長会	
9	保育・教育関係者	篠原 敬子	あきる野市児童館館長会	副委員長
10	民生・児童委員の代表	吉田 チエ子	あきる野市民生・児童委員協議会	
11	保健医療関係者	星野 誠	あきる野市医師会	
12	事業所関係者	川村 真紀	あきる野商工会	

(敬称略)

任期：令和6年6月26日～令和8年6月25日

	区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	吉田 正幸	(株)保育システム研究所 代表	委員長
2	市民の代表	川崎 佳子	市民	
3	市民の代表	グラント シエコ	市民	
4	子どもの保護者	清水 弓子	幼稚園	
5	子どもの保護者	鈴木 ひとみ	保育園	
6	子どもの保護者	竹田 由香	小中学校	
7	保育・教育関係者	濱川 喜宣	あきる野市私立幼稚園協会	
8	保育・教育関係者	今野 徹	あきる野市民間保育園園長会	
9	保育・教育関係者	坂本 満弘	あきる野市児童館館長会	副委員長
10	民生・児童委員の代表	高水 一重	あきる野市民生・児童委員協議会	
11	保健医療関係者	星野 誠	あきる野市医師会	
12	事業所関係者	川村 真紀	あきる野商工会	

4 あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会設置要領

1 目的及び設置

あきる野市子ども・子育て支援総合計画を策定するに当たり、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の事項について検討する。

- （１） あきる野市子ども・子育て支援総合計画の施策内容に関すること。
- （２） その他あきる野市子ども・子育て支援総合計画の策定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （１） 委員長 こども家庭部長
- （２） 副委員長 こども家庭部こども政策課長
- （３） 委員 別紙のとおり

所属に変更があった時は、後任者に引き継ぐものとする。

4 任期

委員の任期は、第２項に規定する検討を終了したときに満了する。

5 会議

- （１） 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。
- （２） 会議の議長は、委員長をもって充てる。

6 部会

第２項に規定する事項を効率的に検討するため、委員会の下に部会を設けることができる。

7 庶務

委員会及び部会の庶務は、こども政策課において処理する。

令和5年度あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会委員名簿

氏名	所属	備考
長谷川 美樹	子ども家庭部長	委員長
荒井 伸良	子ども家庭部子ども政策課長	副委員長
小黒 佳美	子ども家庭部子ども政策課児童館係長	
石山 和可子	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長	
天野 博明	子ども家庭部子ども家庭支援センター子育て支援事業係長	
戸田 里奈	子ども家庭部子ども家庭支援センター相談係長	
伊藤 薫	子ども家庭部子ども家庭支援センター母子保健係長	
老沼 陽子	子ども家庭部保育課長	
大西 功英	子ども家庭部保育課保育係長	
戸田 崇史	子ども家庭部保育課保育担当主査	
佐藤 宗一郎	教育部指導担当課長	
谷口 喬則	教育部指導室長補佐	
沖倉 英基	教育部生涯学習推進課長	
宮崎 慶正	教育部生涯学習推進課生涯学習係長	
井上 弘明	健康福祉部障がい者支援課長	
山崎 敏弘	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係長	
山本 美奈	子ども政策課子ども政策係長	事務局
野沢 博之	子ども政策課子ども政策担当主査	
小野 森恵	子ども政策課子ども政策係主任	

令和6年度あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会委員名簿

氏名	所属	備考
長谷川 美樹	こども家庭部長	委員長
荒井 伸良	こども家庭部こども政策課長	副委員長
中村 大輔	こども家庭部こども政策課手当助成係長	
小黑 佳美	こども家庭部こども政策課児童館係長	
石山 和可子	こども家庭部こども家庭センター所長	
高野 諒一	こども家庭部こども家庭センター子育て支援事業係長	
松田 雄利	こども家庭部こども家庭センター相談係長	
伊藤 薫	こども家庭部こども家庭センター母子保健係長	
老沼 陽子	こども家庭部保育課長	
大西 功英	こども家庭部保育課保育係長	
戸田 崇史	こども家庭部保育課保育担当主査	
佐藤 宗一郎	教育部指導担当課長	
清水 真由美	教育部指導室指導係長	
石川 尚昭	教育部生涯学習推進課長	
宮崎 慶正	教育部生涯学習推進課生涯学習係長	
井上 弘明	健康福祉部障がい者支援課長	
山崎 敏弘	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係長	
山本 美奈	こども政策課こども政策係長	事務局
小野 森恵	こども政策課こども政策係主任	
神保 瑛美	こども政策課こども政策係主任	
間篠 陽介	こども政策課こども政策係	

5 計画の策定経過

第3期計画の策定に当たっては、子育て支援アンケート調査を実施するとともに、あきる野市子ども・子育て会議やあきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会において検討を行いました。

年月日	主な内容
令和5年 6月30日	令和5年度第1回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について ○学童クラブにおける待機児童対策について ○あきる野市子ども・子育て支援総合計画の進捗状況について ○次期あきる野市子ども・子育て支援総合計画の策定について
10月10日	令和5年度第2回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について ○次期あきる野市子ども・子育て支援総合計画の策定について
11月14日	第1回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査について ○今後のスケジュールについて
12月1日	令和5年度第3回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査について
令和6年 1月17日～1月31日	あきる野市子育て支援アンケート調査の実施
3月18日	第2回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査の結果について ○今後のスケジュールについて
3月27日	令和5年度第4回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市子育て支援アンケート調査の結果について ○今後のスケジュールについて

年月日	主な内容
6月26日	令和6年度第1回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○あきる野市子ども・子育て支援総合計画の進捗状況について ○次期計画における基本理念（案）及び基本的な考え方（案）について ○今後のスケジュールについて
8月14日	第3回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（骨子）について ○今後のスケジュールについて
8月29日	令和6年度第2回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（骨子）について
9月13日	第4回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
10月1日	令和6年度第3回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
10月18日	第5回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
10月31日	令和6年度第4回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（素案）について
令和7年 1月15日～1月28日	パブリックコメントの実施
1月31日	令和6年度第5回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○令和7年度学童クラブ育成料（おやつ代）に係る市の取組について
2月12日	第6回あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定検討委員会 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（案）について
2月18日	令和6年度第6回あきる野市子ども・子育て会議 【議題】 ○第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画（案）について ○こども誰でも通園制度の量の見込みの算出について ○特定教育・保育施設の利用定員について

市ホームページ

行政情報をご覧ください



—コードを読み取りアクセス—

メール配信サービス

子育て支援情報等を受け取ることができます



—コードを読み取りメール送信—

るのキッズWeb

子育て支援情報をご覧ください



—コードを読み取りアクセス—

るのキッズアプリ

子育て支援情報をご覧いただいたり、子育てに関する通知を受け取ることができます



—コードを読み取りダウンロード—

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画

発行：令和7年3月

編集：あきる野市こども家庭部こども政策課

〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地

電話：042-558-1111（代表）

